

議案第 66 号

日出町水道事業給水条例の一部改正について

日出町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月5日提出

日出町長 本田博文

日出町水道事業給水条例の一部を改正する条例

日出町水道事業給水条例（平成10年日出町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第2号」を「前号」に、「第4号」を「次号」に改める。

第9条第2項中「工事竣工後」を「工事完成後」に改め、同条第4項及び第5項中「第5条」を「第6条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定給水装置工事事業者）

第9条の2 前条第1項の指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。

第12条第1項中「申込む者」を「申し込む者」に改め、同条第2項中「工事竣工後」を「工事完成後」に改める。

第28条第3項中「第2項」を「前2項」に改める。

第33条第4項中「申し出」を「申出」に改める。

第35条第1項第7号中「工事竣工検査手数料」を「工事完成検査手数料」に改め、同項第9号中「給水装置工事事業者指定手数料」を「指定給水装置工

事事業者指定手数料」に、「6,000円」を「10,000円」に改め、同項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 指定給水装置工事事業者更新手数料 1件につき 10,000円
第36条第3項中「申し込み」を「申込み」に改める。

第40条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第46条中「する金額」の次に「(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とする。)」を加える。

第47条第1項中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定により、水道使用料及び」及び「、第32条及び第33条の定めによる」を削り、同条第2項中「起算日」を「額」に改め、「前項の」を削り、「とし、年10.95パーセント」を「納入した日までの期日の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、7.3パーセント)」に改める。

第48条及び第49条を次のように改める。

(督促)

第48条 管理者は、第27条の料金及び第35条の手数料を納期限までに納付しない者があるときは、督促状を発する。

2 前項の督促状を発した場合においては、督促状1通につき100円をその都度徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合にはこれを徴収しない。

第49条 削除

第53条第8号中「又は水道環境」を削る。

第54条第4号中「卒業した」を「卒業した(当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を終了した場合を含む。)」に、「同条第3号に規定する学校の卒業者」を「同条第3号に規定する学校の卒業者(同法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」に改め、同条第6号中「第14条第3項」を「第14条第3号」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 5 当分の間、第47条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第35条第1項第9号の改正規定（「6,000円」を「10,000円」に改める部分に限る。）及び同項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に1号を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第5項の規定は、延滞金のうち、この条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

理 由

水道法改正により指定給水装置工事事業者更新制度が導入されることに伴い
所要の改正を行い、督促、滞納処分等の取扱いについて整理したいので提出す
る。